平成29年総務常任委員会概要記録

(閉会中)

- ○会議日時 平成29年5月11日(木) 午後2時~午後5時20分
- ○場所 議会特別会議室

委	委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)													
職		出欠	F	E	名		職		出欠	E	氏 名		Z	
委	員	長	0	石	田	陽	_	副委員長		0	磯	辺	香	代
委		員	0	出	П	芳	伸	委 員		0	大	島	昌	弘
	IJ		\circ	松	本	賢	_	IJ		0	村	尾	光	子
							出席 6人			欠席 0人				

説明のために出席した者										
職	氏 名	職	氏 名							
総合政策部長	長 勲	総 務 部 長	山中庄一							
市民生活部長	手 塚 俊 英	会計管理者	柏崎義之							
総合政策課長	谷田貝 明 夫	市民協働推進課長	関 久雄							
総務人事課長	清 水 光 則	財 政 課 長	梅山孝之							
契約検査課長	直井満	税 務 課 長	野口範雄							
安全安心課長	山中利明	市民課長	所 光子							
環境課長	福 田 充 男	行政委員会事務局長	上野和憲							

事務局												
職				氏 名		職				氏	名	
事	務	局	長	星	野	登	議	事	課	長	五月女	治

- ○議員傍聴者 中村議員
- ○一般傍聴者 9名
- 1. 開会
- 2. あいさつ 石田委員長
- 3. 概要録署名委員 松本委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

陳情第2号 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情

説明

●総合政策部長:本年3月13日に開催された委員会において内容の報告を求め る旨の意見があった、平成28年度第2回県南広域的水道整備事業検討部会に ついて、報告する。当会議は、平成29年3月23日午後2時から、栃木県庁本館 8階の会議室で開会した。出席者は、事務局として栃木県総合政策部総合政策 課、企業局水道課、県土整備部砂防水資源課、保健福祉部生活衛生課等、栃木 県から8名、栃木市総合政策部等から3名、下野市総合政策部から2名、壬生 町総務部等から2名、野木町産業振興部から1名の計16名であった。協議の内 容は、思川開発について、及び県南広域的水道整備について、の2件であった。 まず、思川開発についてであるが、平成28年度の思川開発の経緯を県事務局か ら説明を受けた。平成28年6月21日、思川開発事業の関係地方公共団体からな る検討の場・第1回、同第7回幹事会が開催され、思川開発事業の検証にかか る検討報告書原案による事業継続妥当の対応方針の確認を行った。以後、関東 地方整備局事業評価監視委員会、今後の治水対策のあり方に対する有識者会 議、これらの開催を経て平成28年8月25日に国土交通省による思川開発事業 の継続決定をみたところである。また、その継続決定を受け、水資源機構によ り事業実施計画の変更の申請を平成28年度中に行っている。変更内容につい ては、平成27年までであった工期を平成36年度まで延伸するものである。

続いて、県南広域的水道整備について説明する。県南広域的水道整備に係る29年度の事業について県から説明を受けた。平成29年度は基礎的な調査検討を行うこととし、具体的には浄水場の設置位置や既存施設の把握を行う。現在、事務局より具体的な進め方の検討を行っているところである。既存施設の調査等に当たり市町村は協力を求められている。今後、調査をとりまとめコスト縮減と実現可能な最適案を作成し、施設の概算設計、概算費用を算出していくことになる。詳しいスケジュール等については、5月、あるいは6月ごろに検討して詳細を示したいとのことであった。なお、調査開始から施設の概略設計、完了までは数年の期間を要するとのことであり、設計完了の年度スケジュールは未定であった。以上が、平成28年度第2回県南広域的水道整備事業検討部会の内容となる。また、会議終了後情報交換を行った。各市町の思川開発に係る市民活動や議会の状況等について情報交換を行った。その中で、下野市として、協議会や部会等の内容を公表することを要望し、県としては他の会議との

整合性を勘案すると公表は難しいと考えられるが、検討する、ということを、 口頭で回答を得たところである。また、下野市として議会、あるいは市民に経 緯や今後のスケジュールについて説明することに当たっては、協議会として 足並みをそろえたい旨の意向を各市町と県に伝えた。この件については、今後 も部会等で継続的に調整するよう働きかけていきたい。

質疑・意見

- ○村尾委員:次回の検討部会の開催予定日は。
- ●総合政策部長:今のところ未定である。
- ○村尾委員:29年度予算に、県南地域の水資源に関する調査の負担金が計上されているが、これは広域的水道整備に関係するものなのか。
- ●総合政策部長:栃木県南部水資源開発促進協議会への負担金7,000円のことか。 ○村尾委員:そのとおり。
- ●総合政策部長:これは、協議会への負担金である。
- ○村尾委員:この協議会は、広域的水道整備検討委員会、整備事業検討部会と関係あるのか。促進協議会の活動内容、事業内容は。
- ●総合政策部長:促進協議会は国に対しての要望活動を年1回行っている。これについては、思川開発も含めて要望活動を行っている。促進協議会と今回の広域的水道整備については別な組織である。どちらかと言えば広域的水道に包含されている形であり、目的も若干似ている所はあるが、促進協議会についてはあくまでも思川開発を含めた要望活動の組織であるということで理解いただきたい。
- 〇出口委員:各市町と情報交換を行ったとのことだが、ほかの市町で同様に市民から要望が出ているとの情報は得たか。
- ●総合政策部長: 栃木市並びに壬生町については、要望が届いているということであった。
- ○出口委員:調査をする既存施設とは、何を指すのか。
- ●総合政策部長:現在使われている、地下水をくみ上げて浄化している市が保有する水道施設になる。
- ○磯辺副委員長:市民に説明をする場合には協議会で、情報交換をしながら足並みをそろえるという理解でよいか。計画の内容は市民に説明しにくいものだと言われたのか。市民への公開はよくないものが含まれているということもあるのか。
- ●総合政策部長:足並みをそろえるということは、協議会の中でどこか一つの市 町が情報公開をするとなると、協議会全体のバランスが取れない、おのおのの 市町に住んでいる方に対しても一定の説明責任があるだろうということで、 できれば下野市としては、協議会として一定のスタンスを持って同じような

- 時期に同じように公表していきたいと、そういう意思を伝えたものであり、この内容は市民に伝える、伝えないということについて吟味はしていない。
- ○磯辺副委員長:他の市町についても要望あるとのことであるが、それでは2市 1町の担当課、首長としては、足並みがそろうようであれば説明をしていこう と思っているのか。
- ●総合政策部長:会議内容については市長に説明をしているので、その先、市長が首長同士でどう考えるかについては、私には答えることができない。
- ○出口委員:協議内容は思川開発について、及び県南広域的水道整備について、 の2件に分かれているが、一体的なものなのか、それぞれ独立したテーマなの か。
- ●総合政策部長: 思川開発事業は国が行っている事業であり、それに栃木県が参画をしているというスタンスである。平成23年度以降この事業はほぼ凍結をしていた。それが、検討を通じて28年8月に国土交通省が継続を決定したということで、あくまでもこの思川開発については、国の事業というくくりであり、県南広域的水道整備計画については、栃木県を中心として2市2町の、思川開発に賛意を示すかどうかというところの協議会、と位置付けられている。
- ○出口委員:関連性はあるのか。加えて、整備計画は県を中心とした、ということは、県は主体なのか。それとも主体は2市2町のみで県はオブザーバーとして、取りまとめ役として出ているのか。
- ●総合政策部長:思川開発事業と県南広域的水道整備は当然ながら関係がある 組織である。また、県南広域的水道整備における栃木県と2市2町は、同等の 立場で参画をしている。
- ○出口委員:同等の立場ということは、県も主体の一つとして参画しているということか。
- ●総合政策部長: 思川開発事業に参画をしているのは栃木県であるが、広域的水道整備について協議をする場合には県も2市2町と同じ立場で参画をしている。ただ、あくまでも思川開発事業に参画しているのは栃木県なので、将来的に計画策定の要請をするのは2市2町になる。
- ○出口委員:説明では、県を中心とした2市2町とのことであったので、いかに も県が主導的な立場にいるというふうにとれたのだが、今の話を聞くと違う 感じがする。
- ●総合政策部長:あくまでも対等な立場で広域的水道整備に携わっているが、県にこの計画を要請するのは2市2町である。同じ立場でいて対等に協議をしていく、その中で将来的には2市2町が要請するかどうか判断を一合意形成をどのようにしていくかということである。会議の中では県がアドバイザー的な要素は一今回の内容についても県がリーダーシップをとって、率先して計画を進めようとしているので、アドバイザー的なところもあると思う。

- ○出口委員:重要なところなので、質問を振り返ると、思川開発事業と県南広域 的水道整備は関係があるということであるが、これは一体的なのか。それとも それぞれに独立性はあるのか。
- ●総合政策部長:県南広域的水道整備協議会の規約には目的として、本会は県南地域を対象とする広域的水道整備計画について協議等を行うことを目的とする、となっている。密接に関連しているけれども、あくまでも広域的水道整備計画を作成するか否かというところが協議会の位置づけになる。その主たる目的が今回は思川開発にターゲットを絞られているということで理解いただければと思う。
- ○村尾委員:今までの話を伺いちょっと腑に落ちないところが出てきた。会議終了後の意見交換の場で下野市から申し入れをしたということであり、それは市町で足並みをそろえて市民等への説明を行っていきたいということであるが、その段階でほかの市町は下野市の意向に賛同しているのか。陳情の趣旨では市民に説明をしてほしいとのことであるが、関係市町の足並みがそろわない限り下野市も説明をしていかないということになるのか。
- ●総合政策部長:下野市として足並みをそろえて説明をしたいという意向を示したが、会議内容の中では具体的にいつの時点で足並みをそろえようという話には進展しなかった。そういったことから、次回も下野市の意思として足並みをそろえたいということを伝えていきたいと考えている。現時点で下野市としては、協議会の総意に基づいて足並みをそろえた対応をしていきたいという意向は伝えていきたいと考えている。
- ○村尾委員: そうすると、そこで同調が得られない場合には、この陳情に対して 下野市としては採択されると困るという立場はあるのか。説明をすることは 市として何ら不合理はないと思うのだが。
- ●総合政策部長:常任委員会の決定であるので、私どもで採択されたら困る、ということはない。
- ○石田委員長:今回は、前回の委員会で検討部会の報告を伺うということであったため、説明を求めた。本陳情の審査に関しては次回委員会に繰り延べたいと思う。